

東灘処理場  
汚泥処理施設改築更新等事業

基本協定書（案）

令和3年9月

神 戸 市

## 東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する基本協定書

東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業（以下「本事業」という。）に関して、神戸市（以下「本市」という。）及び〇〇〇〇（以下、個別に又は総称して「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定において定義されていない用語については、要求水準書（（本市が令和４年９月２９日付で公表したもの）をいう。以下同じ。）に定義された意味を有する。

### （目的）

第１条 本協定は、本事業について、本市が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、本市と優先交渉権者による本事業に係る設計業務委託契約（以下に定義される意味を有する。）及び消化ガス有効利用事業契約（設計業務）（以下に定義される意味を有する。）、本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）の締結及び履行に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第２条 本市及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。  
２ 本市及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本協定が終了する日までの間、本協定を履行する。

### （設計等）

第３条 優先交渉権者のうち設計事業者（設計業務（但し、消化ガス有効利用事業に係る設計を除く。）を行う優先交渉権者をいう。以下同じ。）は、本協定締結日と同日付にて、本事業（但し、消化ガス有効利用事業を除く。）に係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を本市との間で締結する。

２ 本市は、設計事業者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。

### （消化ガス有効利用事業（設計業務））

第４条 優先交渉権者のうち消化ガス有効利用事業の設計を行う事業者は、本協定締結日と同日付にて、消化ガス有効利用事業契約（設計業務）（以下「本消化ガス有効利用事業契約（設計業務）」という。）を本市との間で締結する。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定の締結の日から基本契約が締結された日まで、又は、第6条に規定する価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第8条から第11条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(価格等の交渉)

第6条 価格等の交渉とは、本市及び優先交渉権者が、本設計業務委託契約及び消化ガス有効利用事業契約（設計業務）に基づく設計業務（以下「本設計業務」という。）の成果物（以下「本設計図書」という。）に基づき、東灘処理場汚泥処理施設改築更新等の事業費（消化ガス有効利用事業を除く。）（以下「事業費」という。）の見積りの内容その他の本事業に係る工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））、維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）、バイオマス受入事業契約（維持管理・運営業務）及び消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運営業務）（本消化ガス有効利用事業契約（設計業務）とともに、以下総称して「本事業契約」という。）の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、本設計業務の進捗に応じて事業費を算出し、本設計業務初期段階、中間段階、その他本市が必要と認めた時期に、事業費を記載した事業費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「事業費調書」という。）を本市に提出する。

3 優先交渉権者は、本設計図書を基に、事業費の内訳書を付した見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「見積条件書等」という。）を作成し、本市に提出する。

4 本市は、優先交渉権者に対し、前二項の規定により、事業費調書及び見積条件書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。

5 本市及び優先交渉権者は、本設計業務に関する協議の過程で確認された事項や本設計図書等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、募集要項（本市が令和4年9月29日付で公表したもの）をいう。）に定める事業費に係る参考額（以下「参考額」という。）又は予定事業規模と事業費調書や見積条件書等の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件書等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた見積条件書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。

7 前二項に基づく交渉の結果、参考額と見積条件書等の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、見積条件書等の各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合、その他本事業契約（本消化ガス有効利用事業契約（設計業務）を除く。）、の実施に必要な条件等に照らして問

題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。

8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、設計業務完了後30日以内までに前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(契約手続等)

第7条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積条件書等を提出する。

2 本市は、前項の見積条件書等で示された条件等を基に本事業に係る予定価格（消化ガス有効利用事業を除く。）を定める。

3 第1項の見積条件書等における積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約第23条に基づく請求の対象外とする。

4 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、本市と見積合せを行う。

5 本市及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の金額が予定価格を下回った場合は、基本契約を締結する。

(価格等の交渉の不成立)

第8条 本市は、第6条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については優先交渉権者の負担とし、第9条から第13条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係は生じないことを確認する。ただし、本設計業務委託契約に基づく本市から設計事業者への支払については、本設計業務委託契約に基づき行われる。

3 本市は、価格等の交渉が不成立の場合には、消化ガス有効利用事業契約（設計業務）を解除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 優先交渉権者は、本市の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第10条 優先交渉権者は、本協定に関連して本市から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は本市の承諾なし

に第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第11条 本協定書に規定する各事項は、本市及び優先交渉権者の書面による同意なく変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(後続企業の確保)

第13条 本市は、本協定に基づき締結した各契約が構成企業の倒産等の事由により本来の契約期間満了前に終了し又はその義務を履行できないおそれがあると本市が合理的に認めた場合には、代表企業又は他の構成企業に対して、その後継企業を探すよう要請することができる。

2 前項の要請があった場合、代表企業又は他の構成企業は、本市が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって探すこととし、本市が承諾をした場合（ただし本市は承諾の義務を負わない。）には、当該後継企業をして本事業に関連する契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

(その他)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、本市と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、本市及び優先交渉権者の代表企業がその原本を保有する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長

印

(優先交渉権者) (代表企業)

[所在地]

[氏 名]

(優先交渉権者)

[所在地]

[氏 名]

(優先交渉権者)

[所在地]

[氏 名]

(優先交渉権者)

[所在地]

[氏 名]